

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

●多子世帯の保育料負担軽減

○ 年収約360万円未満世帯について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

例1 (1号認定子ども)

例2 (2・3号認定子ども)

対象外



小学校
6年生

※小4以上はカウントしない

小3
↓
小1

対象外



小学校
3年生

※小1以上はカウントしない

(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額
------	--------	--	-----------

(4歳)			
------	--	--	--

(3歳)	第2子の扱い		保育料 半額
------	--------	--	-----------

(2歳)			
------	--	--	--

(1歳)			
------	--	--	--

(0歳)			
------	--	--	--

(5歳)	第1子の扱い		保育料 満額
------	--------	--	-----------

(3歳)	第2子の扱い		保育料 半額
------	--------	--	-----------

(2歳)	第3子の扱い		無償
------	--------	--	----

(1歳)			
------	--	--	--

(0歳)			
------	--	--	--

年収約360万円未満世帯は第2子以降の負担軽減を完全実施

例1 (1号認定子ども)

例2 (2・3号認定子ども)

第1子



(小1~)

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

第1子



(5歳)	第2子		保育料 半額
------	-----	--	-----------

(4歳)	第3子		無償
------	-----	--	----

(3歳)			
------	--	--	--

(2歳)	第3子		無償
------	-----	--	----

(1歳)			
------	--	--	--

(0歳)			
------	--	--	--

(5歳)	第2子		保育料 半額
------	-----	--	-----------

(2歳)	第3子		無償
------	-----	--	----

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

●年収約360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

○1号認定子どもについて

階層区分	現行		→	現行の負担軽減		→	負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)			保護者負担額(月額)			保護者負担額(月額)	
第2階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円まで)	第1子	3,000円	→	0円	→	0円		
	第2子	1,500円		0円		0円		
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円まで)	第1子	16,100円	→	15,100円(1,000円引き下げ)	→	7,550円(現行負担軽減後の半額)		
	第2子	8,050円		7,550円(上記の半額)		0円(無償化)		

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		→	現行の負担軽減		→	負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)			保護者負担額(月額)			保護者負担額(月額)	
第2階層 市町村民税非課税世帯 (年収約260万円まで)	第1子	6,000円	→	0円	→	0円		
	第2子	3,000円		0円		0円		
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円まで)	第1子	16,500円	→	15,500円(1,000円引き下げ)	→	7,750円(現行負担軽減後の半額)		
	第2子	8,250円		7,750円(上記の半額)		0円(無償化)		
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満世帯 のうち年収約360万円未満世帯)	第1子	27,000円	→	27,000円(基準額表どおり)	→	13,500円(基準額表の半額)		
	第2子	13,500円		13,500円(上記の半額)		0円(無償化)		